

全 員 協 議 会

令和5年2月24日（金）
本会議終了後
議場

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、足立議員、村武議員、
川上議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、
産業経済部長、都市建設部長、消防長、教育部長、三隅支所長

〔事務局〕 局長、次長、大下書記

議 題

- 1 補正予算について
- 2 令和5年度当初予算について
 - (1) 一般会計
 - (2) 特別会計
 - (3) 水道事業・工業用水道・公共下水道事業会計
- 3 執行部報告事項
 - (1) 防災無線高城山中継局の修繕について (総務部・三隅支所)
 - (2) その他
- 4 行政視察レポートについて（議会改革推進特別委員会）
- 5 陳情付託先について
- 6 議会運営における留意事項について（委員会の所管事務調査等）
- 7 その他
 - (1) 自由討議について
 - (2) 令和5年3月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
 - (3) その他

防災行政無線高城山中継局の修繕について

1 経緯

令和4年12月17日に高城山中継局が供給を受ける電力柱に落雷があり、電力線を通じて中継局に入り、中継局の無線放送設備が故障した。

その後12月21日には、電力会社の送電設備及び中継局の無線放送設備の仮復旧を行い、なんとか無線放送ができる状況になっているが、本復旧には直流電源装置の交換が必要となっている。

状況として、直流電源装置から無線装置への供給電圧が高い状態になるなど不安定になっており、応急措置として出力電圧を下げているが、このような状況が長く続くと無線装置への負担が大きくなり、無線装置本体の故障にもつながる恐れがある。

さらに、出力電圧を下げているため、蓄電池への充電不足が懸念され、停電時の運用に支障が出る恐れがあり、可能な限り早期に直流電源装置の交換を行いたい。

2 機器運搬に係る工法の検討

直流電源装置は、かなり重量（130 kg超）のある装置であり、さらに高城山中継局は高城山の頂上付近にあり、車両が入れるのはその途中までで、そこから先は整地されていない遊歩道となっており、幅員も狭く運搬が困難な状況である。

そのため、保守業者からは、直流電源装置などの資機材を安全かつ効率的に運搬するためにはモノレールでの運搬が必要との提案を受けた。

しかし、2月7日の臨時会議において、ヘリコプターでの空輸など工法の検討が不十分との指摘を受け、下記のとおり改めて検討した結果、モノレールが安全かつ効率的で確実な運搬方法と判断した。

運搬方法	メリット・デメリット	適否
ヘリコプター	メリット：輸送時間は最短。 デメリット：申請から許可までに時間を要する。天候による制約もあり、不確定要素が多い。 概算経費：約450万円	×
運搬機	メリット：輸送にかかる経費は最安。 デメリット：遊歩道の幅員や形状、傾斜角度等から大規模な拡幅工事が必要。スケジュール的にも困難。 概算経費：約330万円	×
モノレール	メリット：道路から最短距離で敷設が可能。安全かつ効率的に運搬することができる。 デメリット：仮設に経費及び時間がかかる。 概算経費：ヘリコプター・運搬機より安価	○

3 モノレールに係る経費の妥当性の検討

このたびの業務の目的は、落雷により被災した中継局の直流電源装置の交換であり、モノレールの敷設は、重量のある資機材運搬の手段として、一体的な修繕業務の一部との考えから、修繕業務を行う保守業者から事業全体の見積りを受けた。

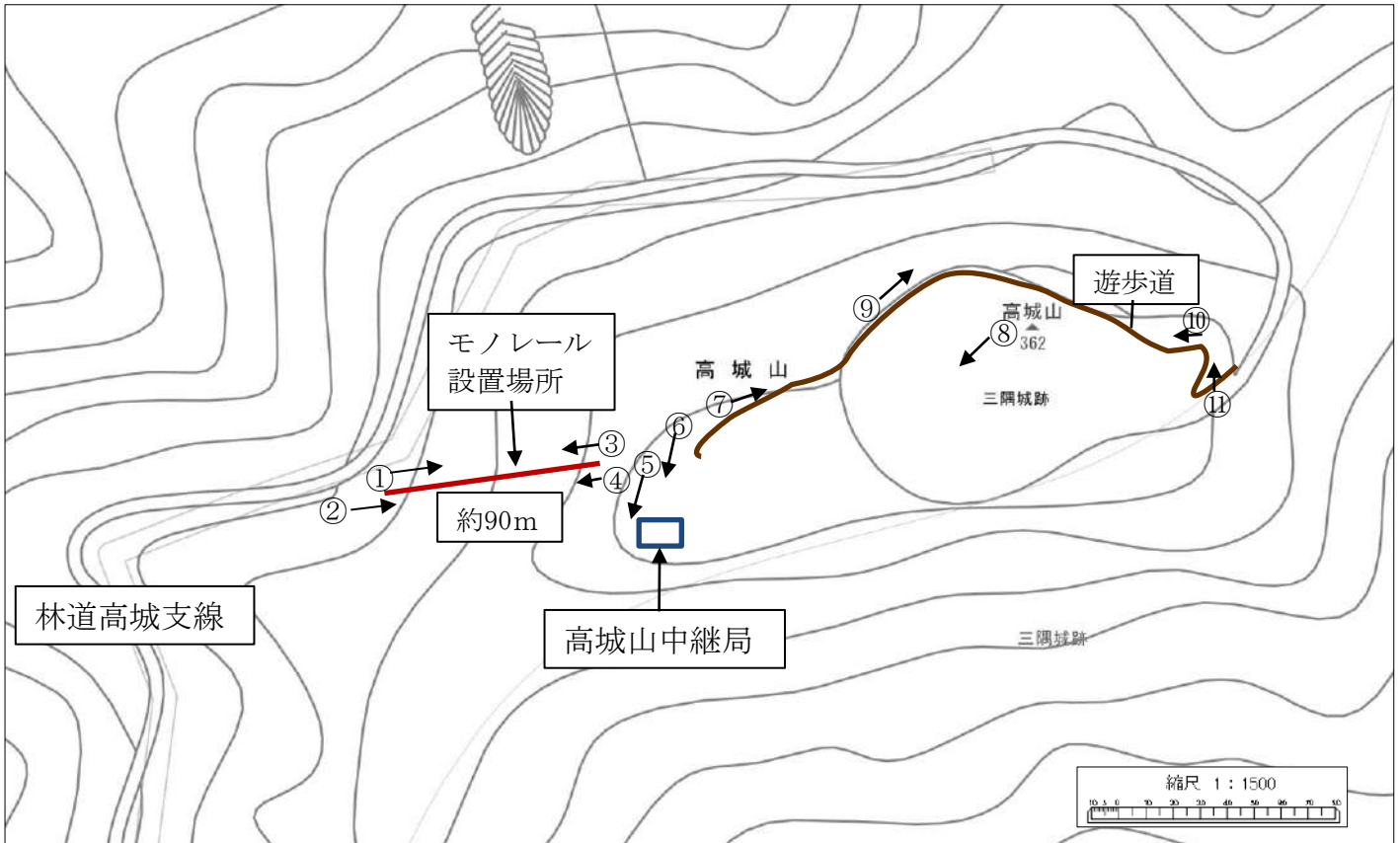
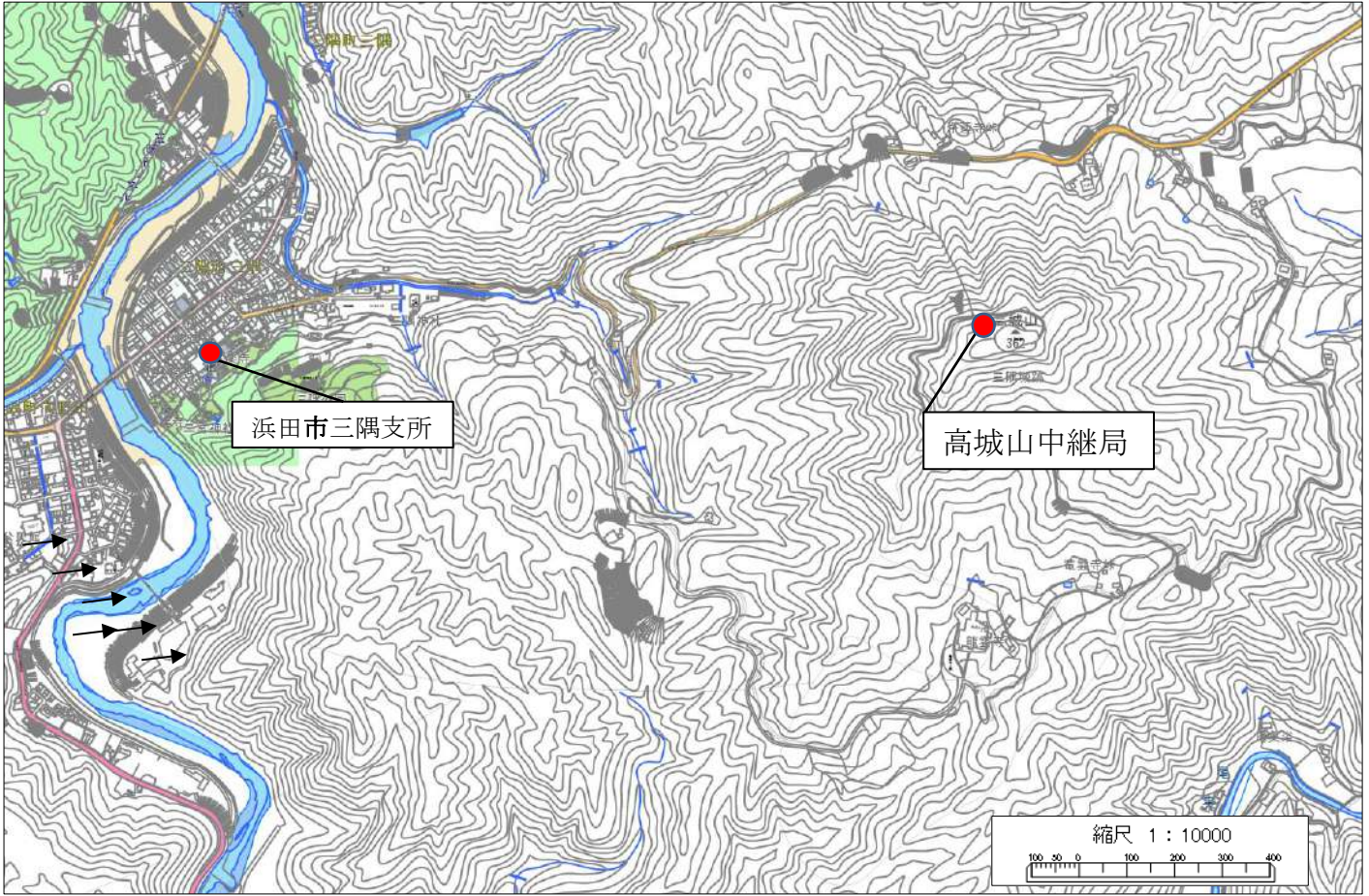
また、無線本体の老朽化が進んでいることから、無線本体への負担を最小限に抑え、早期の復旧を最優先としたため、最速で復旧できるとした保守業者からの提案を適切と判断した。

しかし、2月7日の臨時会議において、モノレールに係る経費の妥当性の検討が不十分との指摘を受け、関係部署との協議や地元業者から参考見積りを徴取するなどして金額を精査した結果、経費の削減が可能と判断。

保守業者及び関係部署との協議の結果、中継局の修繕部分とモノレール仮設・撤去部分を切り離すことができることを確認し、分離発注することとする。

4 今後のスケジュール

モノレール仮設・撤去について分離発注することとし、できるだけ早期に入札を行い事業に着手する。これにより、当初の計画に比べ、事業完了が約1か月程度遅れる見込みとなるが、出水期前の事業完了に向けて努めていく。



浜田市防災行政無線（三隅地域）高城山中継局雷災害復旧修繕 スケジュール表

当初のスケジュール

事業実施期間 令和5年2月7日～令和5年4月下旬

月間	2月	3月	4月	5月	備 考
事務手続	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">2月7日補正要求</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">完了 4月下旬予定</div>
修繕	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20%;">準備期間（保安林申請等）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 15%;">資機材運搬準備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 15%;">機器取付工事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 15%;">資機材撤去</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 15%;">完了検査</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 30%; margin-top: 5px; margin-left: 10%;">報告（図書）作成</div>				

変更後のスケジュール

事業実施期間 令和5年3月3日～令和5年5月下旬

月間	2月	3月	4月	5月	備 考
事務手続	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">緊急修繕協議再検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">2月24日全協報告</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">入札 3月初旬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">契約締結日：3月初旬</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">完了 5月下旬予定</div>
モノレール設置作業			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">モノレール設置期間（1か月）</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">完了検査</div>
機器修繕	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">準備期間（保安林申請等）</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">事前作業・機器運搬・機器取替修繕</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">完了検査</div>



① 伐採（下側 1）モノレール設置場所



② 伐採（下側 2）



③ 伐採（上側 1）モノレール設置場所



④ 伐採（上側 2）



⑤ 中継局舎（頂上）モノレール設置終点



⑥ 中継局舎



⑦ 高城山（頂上）



⑧ 高城山（頂上）



⑨ 高城山（頂上）



⑩ 遊歩道（登り 3）



⑪ 遊歩道（登り 1）

令和5年2月24日（金）全員協議会

議会改革推進特別委員会

行政視察レポート

～市民と一緒に進む議会を目指して～

1 日時 令和5年1月17日（火）～18日（水）

2 視察先と調査項目

視察目的

先進市議会における特徴的な議会改革の取組について視察し、浜田市議会における議会改革の参考とする。特に議会における政策立案機能をはじめとする議会機能の強化、議会におけるICTの活用と推進、議会と大学との連携について調査し、今後の取組に生かす。

(1) 島根県松江市

○議会改革・議会の活性化の取組について

- ①政策研究会の取組・政策条例の制定・政策提言書の提出
- ②議会事務局の運営体制
- ③予算審査・決算審査
- ④その他

(2) 岡山県津山市

○議会改革・議会の活性化の取組について

- ①電子採決システム
- ②議会活性化調査特別委員会の取組（市議会スタジオ含む）
- ③3市議会交流会議（平成30年：長崎県諫早市、島根県出雲市、津山市）
- ④その他

(3) 岡山県久米郡美咲町

○議会改革・議会の活性化の取組について

- ①美作大学・美作大学短期大学部との連携
（SDGsパートナーシップ包括協定連携事業など）
- ②デジタル化の推進など
- ③その他

1. 島根県松江市

(市政概要)

松江市は古代出雲の中心地として早くから開け、江戸時代には城下町として栄える。平成17年(2005年)八束郡7町村と、平成23年(2011年)八束郡東出雲町と合併。

昭和26年(1951年)に奈良市・京都市と並ぶ国際文化観光都市となる。平成7年(1995年)出雲・宍道湖・中海拠点都市地域に指定され、平成24年(2012年)には特例市、平成30年(2018年)には中核都市となる。

松江市役所庁舎を建て替え工事中、令和7年秋完成予定(1期令和5年春、2期令和7年秋)で、議場は1期に完成予定。

市域面積572.99km²、人口199,635人、91,227世帯、
老年人口 59,833人(30.0%) (令和3年9月30日)

(議会概要)

定数31人 現在数33人(内女性議員6人)

○会派別議員数 (6会派)

松政クラブ9人、志翔の会7人、明政会6人、民主ネットワーク4人、
公明クラブ4人、日本共産党松江市議団2人、会派に属しない議員1人

○常任委員会 5

総務委員会、教育民生委員会、経済委員会、建設環境委員会、
予算委員会

○特別委員会 6

宍道湖・中海問題等対策特別委員会、島根原子力発電対策特別委員、
総合交通対策特別委員会、まちづくり対策特別委員会
新庁舎建設特別委員会、松江市総合計画特別委員会

◆議会改革・議会の活性化の取組について

(1) 政策研究会の取組・政策条例の制定・政策提言書の提出

①政策研究会の取組・政策条例の制定

制定した政策条例は松江市自転車安全利用条例(平成26年8月1日)1件のみ。研究会で検討され提案、制定された。政策立案及び政策提言能力の向上を目的として政策条例研究会を設置。

【条例制定までの作業内容】

- ①立法事実の明確化に係る作業… 情報収集と現地調査
- ②条例案作成作業…スケジュール、条数決定
- ③執行部との調整作業
- ④関係団体、関係者、専門家の意見聴取等の作業
- ⑤市民意見聴取会、パブリックコメントの作業

平成29年改選以降は必ずしも条例制定にこだわらないということで「政策条例研究会」から「条例」を取って「政策研究会」へ。

②政策提言書

検討すべき市政の課題について意見を出し合い協議した結果、郷土の歴史や文化の継承、国際文化観光都市をテーマにした条例を作ること为目标とすることになった。政策研究会も2年を区切りとし協議を進めた結果、条例制定ではなくて市長への政策提言という形になった。

市長側でも条例検討を進めている話があり「議会の意思を取り入れた条例にしてほしい」という提言書を平成31年3月市長に提出。市は翌年度末、松江の文化力をいかしたまちづくり条例を制定した。

令和元年以降は自転車条例の検証。条例等の検討に関しては町内会・自治会を応援する条例の制定に向けて取り組みがなされたが、会派をこえて政策条例を作ることが難しく、条例制定に至っていない。

令和3年の改選以降、「政策条例は各会派で検討し作る方向」で現在、政策研究会は発足していない。

(2) その他

- ①政務活動費 議員に交付するもの(月額) 1人当たり25,000円
会派に交付するもの(月額) 所属議員数×15,000円

②議会基本条例の検証に関する実施要領

- ・基本条例の検証は議会運営委員会において行う。
- ・検証の方法は検証シートにより会派ごとにA、B、C区分で評価等行う。
- ・議会運営委員会において会派ごとの検証シートにより議会としての評価結果及び今後の方針を決定。

委員の所感

・「松江市自転車安全利用条例」(案)を作成した後の定量的データを収集するための聞き取り調査や定性的データを確認するための現地調査などの作業は、いい加減なやり方はできないので、本気度を強く感じた。

・議会基本条例の検証については、議会基本条例の検証の方法として検証シートにより評価することは、浜田市議会においても検討に値する。

・基本条例の検証シートは、時代に即した条例改正に有効であるものの、議員個々の捉え方により評価が分かれことが想定される。ただ、常に条例を基本とした議員活動を行うことができるメリットも想定される。

・議会全体を見まわしていると、浜田市議会の取組がすこし先を行っているようにも感じた。他市と直接比較することで、浜田市議会の現在の位置づけを的確に把握することにもつながると考える。

・政策条例研究会における「松江市自転車安全利用条例」の策定は、プロセスや内容は素晴らしいと感じた。しかし、事務局も含め、議員の負担感が強いと感じた。

・基本条例の検証をするのに、検証シートを作成しているのは良いと感じた。課題などが明確にわかりやすく、改正へ進みやすい。

・自転車条例は好事例だが制定に至る過程で相当な苦労があったため次につながっていないのが惜まれる。意見の違いや各議員の主体性を尊重し、あまり無理をしないという印象を受けたが、その観点も大切だと思った。できれば負担感の要素や原因について振り返り、政策提言、条例制定等に向けた議会力を高めるために、何が不足しているのかが検証されていれば良かった。

・政策条例研究会の仕組みやフロー図などは今後、会派等で政策立案や提言、条例策定を考える場合に活用できると思う。

・政策条例制定については、政策条例「松江市自転車安全利用条例」を平成26年5月に制定された実績は大きく評価すべき事例と感じる。会派からの選出された研究会の活動から出来上がったものでたいへんな苦労があったと思うが、市民には議会の存在感を示す取り組みになったと思う。

・理念条例でなく政策条例を策定されたということで、各議員が実際に自転車走行するなどして策定に向け、尽力されたことはすばらしいと思った。

▼野々内副議長のあいさつ・説明



▼調査項目の説明



2.岡山県津山市

(視察先の概要)

岡山県北東部に位置する都市と自然が融合する地域。人口は98,791人(令和4年12月1日現在)、面積506.33km²。予算規模449億7,700万円。セールスポイントは「桜(春は津山)」「B'z稲葉浩志の出身地」「肉料理」。

議員は定数28人(男性26人、女性2人)。常任委員会は総務文教、厚生、産業、建設水道。特別委員会は広報調査、議会活性化調査、高等教育機関のあり方調査、議会運営委員会。

○議員報酬：議長555,000円、副議長515,000円、議員465,000円

○視察旅費(年額@1人)：常任委員会75,000円、特別委員会42,500円、会派150,000円

○政務活動費(月額@1人)：議員交付額50,000円(年額600,000円)

◆議会改革・議会の活性化の取組について

(1) 議会活性化調査特別委員会の取組について

① 主な議会改革

・対面方式及び電子表決決済システムの導入(H31.6)

② 議会報告会・懇談会の開催

・委員会等の単位で班編制し、商業施設やコミュニティ施設で議会活動の報告や意見交換を実施。

・市内の大学・高専・高校生を対象に魅力あるまちづくりをテーマに意見交換会を実施。

・令和2年2月以降はコロナ禍で開催できていないが、令和3年度は希望するテーマや日にちに依りて市民のもとに出向く「出前懇談会」を実施。参加人数748人。

③ 議会DXによる効率化

【タブレットの導入】

・タブレットはセルラー型(3G)

・連絡事項、データは基本的にチャットツールLINE WORKSを活用。

(2) 議会スタジオについて

① 始めた理由

- ・市民アンケートで議会に対する関心低さ
- ・傍聴等で見る人は好意的、見たこともないのに否定的
- ・視覚障害者の方への「声の広報」の導入の提案
- ・iPadが導入された
- ・まずは知ってもらい、関心を持ってもらう
- ・一般的な専門業者に委託したら予算がいる
- ・何か他にタブレット端末の活用方法がないか？
→YouTubeで動画配信をしよう！
- ・津山市議会事務局ソーシャルメディア運用方針を作成

② 【公式】津山市議会—市議会スタジオ—

- スモールスタート 新たな費用はほぼゼロ、議会の手作り
- ・広報委員会で配信内容を決定「内容・出演者・狙い」
 - ・動画を議場で撮影
 - ・動画の編集作業 事務局 編集ソフトはiMovie(無料)
 - ・正副委員長の確認を受けて完成、配信撮影から配信まで1週間程度
 - 全議員に配信のお知らせと広報のお願い
 - ・動画はなるべく短く(5分から10分)
 - ・字幕をつけたり、説明用スライドを入れる

③ 「声の広報」津山市議会バージョン

- ・出演者は会派の当番制(くじ引き)自分たちでやってみる

④ 課題

- ・再生回数が少ない R5.1.12現在で348名
(開設時R3.11.18の時点246名)
- ・思わず再生してしまうような、より魅力的な内容の動画が必要
- ・視聴者の意見を聞く方法がない コメントを残してもらえない

(3) 電子決済システムについて

① 令和元年6月定例会から導入

② 導入の利点は傍聴者だけでなく、インターネット中継などの視聴者にも各議員の表決態度、賛否の数的状況が視覚的に明らかになる。議会の公開性を高め、議員表決の政治的責任をより明確にすることができる。

③ 運用手順

- ・採決時に議長が議員に対して、採決ボタンを押す指示を出す。
- ・議員が議席マイクの賛成、反対ボタンを押す。各議員が押したボタンの内容が随時、議場内のモニター2台に反映。表決を棄権する議員は議場から退室。

委員の所感

・電子採決システムについては、議案等を採決する際、議席マイクに設置されている賛成・反対ボタンを押すことでディスプレイにデジタル表示されるので、議長が長いタイトルの議案を繰り返し読む場合など活用の仕方、時間短縮につながる可能性がある。浜田市も参考になると思われる。

・LINE WORKSのアプリ活用は、事務局と議員、または会派や委員会などストレスのかからない方法だと思う。浜田市でも取り込めると良い。

・物事を様々な角度から見られ、議会スタジオへの取り組みや議会への親しみも併せたCM作成など、斬新な取り組みと思われる。

・議会スタジオとして、議員が汗をかき広報活動に取り組んでいるのが素晴らしいと感じた。視覚障害者向けの「声の広報」津山市バージョンも自分たちでできることに取り組んでいる姿勢が素晴らしいと感じた。浜田市議会において、できるかどうか分からないが検討しても良いと思う。

・商業施設等での議会報告、大学・高専・高校生との意見交換、出前懇談会などを開催するなど、議会と市民との距離がとても近い印象を受けた。

・政務活動費を減額して議会DXの財源に充てたり、視覚に障がいのある方への配慮から議会スタジオ「声の広報」も導入され、編集作業を一生懸命されている様子を伺い、議会の誠実さを感じた。

・議会改革の目的についても議会の自己満足ではなく市民本位に考えられており、私自身も改めて気づかされた。タブレットのセルラー方式の採用やLINEWORKSの活用等については検討の余地はあるが、電子採決システムは視認性で優れているものの費用面で検討が必要と思われる。

・「議会スタジオについて」では、アンケートの結果から「見たこともないのに否定的」の結果は残念だが、おそらく多くの議会での市民評価と感じる。議会の活動内容を知ってもらうために取組まれた動画配信について、一般質問などノーカット版だけではなく、市民に見やすく内容を加工して短時間にして配信されている取組はとても参考になった。

・昭和56年7月28日から岡山県津山市・長崎県諫早市・鳥根県出雲市の3市交流都市連携がされていた。同じような人口規模にあって、地域経済の振興をはじめ、定住促進、文化・スポーツ振興など、共通の課題を克服すべく、交流が継続されている。

・議会の活性化の取組では、議会報告会・懇談会開催等し、また、市内の大学・専・高専・高校生を対象に魅力あるまちづくりをテーマに意見交換するなど、活発に活動されていて、大変参考になった。



▲津本議長から歓迎のあいさつ



▼電子採決システムの説明



▼電子採決システムの説明

3.岡山県久米郡美咲町

(視察先の概要)

美咲町は、岡山県のほぼ中央部に位置し、南は久米南町や吉備中央町西は真庭市、東は美作市、そして北は、県北部の中心都市の津山市に隣接しており、総面積は、232.17km²で、県の総面積の約3.3%を占めている。町制施行は平成17年3月22日、令和4年11月末現在で人口は13,067人（男性6,235人、女性6,832人）、世帯数は5,869戸である。令和4年の町の主要施策は、義務教育学校、多世代交流拠点整備、小規模多機能自治、行財政改革、美咲DMO、庁内改革・DX。

令和4年度の当初予算額は一般会計予算は、120億2,747万円。

議会構成については、議員定数は条例定数14人、現員数14人である。委員会構成は2つの常任委員会（総務産業常任委員会、民生教育常任委員会）と4つの特別委員会（議会広報特別委員会、議会活性化特別委員会、多世代交流拠点特別委員会、義務教育学校特別委員会）で構成されている。義務教育学校特別委員会では、2つの小中一貫義務教育学校を開校にて推進している。

◆議会改革・議会の活性化の取組について

「議員のなり手不足」や「若者の議会離れ」、「人口減少」に議会としての危機感を感じ今と依頼の取組を掛け合わせて、持続可能な議会を創造することを主眼に取組を進めている。・持続可能な美咲町議会の取組として、議会改革を進めている。

(1) 美作大学・美作大学短期大学部との連携 (SDGs トナーシップ包括協定連携事業など)

①「政策提案×美作大学の実生習」

・社会福祉士を目指している美作大学生と連携し、課題解決に向けた研修会を議会対象に実施していた。

(2) デジタル化の推進など

①「ペーパーレス議会×SDGS」

・浜田市議会も取り入れているが、ペーパーレス会議により、紙での資料をなくし、経費削減と議会運営の効率化を行っている。

②「議会BCP×ICT」

・美咲町議会BCPを策定し、災害時の議会や議員の役割、町との連携の在り方、本会議、委員会の対応や連絡体制などを盛り込んだ。

(3) その他

①「担い手の育成に未来の議会(中学生)」

・中学生目線で町政への質問や提案を行う子ども議会を実施。議場で中学生が議員役を務め、対執行部へ質問する方式。

②「出前議会」

・広報委員会のメンバーが、地域の各団体等に、声をかけて実施されていた。住民が10人以上集まれば広報委員会はどこでも行くとのことである。

委員の所感

・「美作大学・美作大学短期大学部との連携」では、大学と町議会が「SDGsパートナーシップ包括協定」を結ばれたことは、浜田市にも十分参考になった。大学、高校、中学、小学、市民(若者)などと議会が、それぞれに強い繋がりを築いていくことは、人口減少や若者の議会離れに長い目での大事な対応だと思った。

・美咲町議会、浜田市議会とも現時点の課題を双方抽出し合う形でやり取りができ、非常にやりやすい雰囲気の中でお互いの現状認識をすることができた。

・大学との連携は、議会全体として積極的に関わろうとされる姿があり、議会一体として取り組んでおられることが話から伺うことができた。

・町議会において政務活動費はなく、また、ほとんどのものは自費でされているとの話であったが、町議会議員でも一定程度の「経費」は必要であり、議員の担い手不足に拍車がかかる面は否めないと思われる。

・美作大学と町議会とのパートナーシップ包括協定連携事業は素晴らしいので、浜田市議会でも島根県立大学とできないか検討してみたい。そこから若者の意見を聞くことができるし、大学生と市との関係性が作れると感じた。

・出前議会の呼ばれた団体へ議員が出向くというスタイルは面白いと感じた。数が多くなったら対応が難しくなるという課題も考えられるが、浜田市議会においてのまちづくりセンターに行くスタイルでは参加人数の課題も感じるので、浜田市議会でも検討しても良いと感じた。

・児童・生徒、大学生の意見を聞こうとする姿勢がとても積極的に感じた。大学との連携についても研修会をきっかけにうまく繋いでいると思った。大学との意見交換も福祉学科の次は児童福祉学科と行い、小中学校との意見交換もできつつあり今度は高校生との話し合いを企画されるそうである。・「地方議会人」でも注目されている背景にはそうした発展性が評価されていると思う。他県出身者が町内に就職されるという話もうなずける。今は若い人の意見を聞くことをメインに取組み、具体的な施策に繋がるものは少ないとのことだったが、こうした取組みを積み重ね、ケアラー支援条例等につながることを期待する。

・広聴活動において、小中高大学生、子ども達との連携やかかわりや出前議会の取組はとても参考になった。

・対応して、頂いた正副議長、議会運営委員会の議員の皆さんの、丁寧な説明であり、「誰一人取り残さない×伝える議会」、「担い手育成×未来の議会(小学生)」、「出前議会」等は、思いつかなかった手法で実施されていた。

・SDGsパートナーシップ包括協定も大変参考になった。市議会として、美咲町視察の課題として整理し、提言に向けた。



4.委員会の考察

(1) 議会基本条例の検証（評価）シートについて

【問題点】

- ①評価に多くの時間がかかる
- ②検証シートの作成が難しい
- ③達成の評価が難しい（個人によって異なる）
- ④部分的に検証シートを作成し、活用することは可能ではあるが、その事務負担も危惧
- ⑤基本条例に数値目標を定めていないため、評価が難しい

【検討課題】

- ①議会基本条例第25条「目的が達成されているかどうか」についての議論が必要
- ②目的が達成しているかどうかを会派でまとめて「見える化」するしくみも必要であり、議会の活動を明らかにする意味においても良い
- ③目的を達成しているかどうかの意見を会派または各議員に出してもらい、その結果により条例改正していく、そこまでの議員間での議論のプロセスが重要
- ④検証シートを作成し、活用していくかどうかを今後検討

【その他】

- ①これまでは改正が必要と思われる箇所を抽出して必要に応じて改正していた。現在のやり方（見直しが必要な箇所を抽出するやり方）でよいのではないかという意見もあり

(2) 政務活動費について

- ①他市の事案を参考に活用の検討が必要
- ②政務活動費について検討していくかどうかを今後議論（現在の問題点を抽出）
- ③議員自身が使い方に問題意識を持ち、活動に使っていくことが重要

【今後議論する際に必要な内容】

- ・政務活動費を削減し、その分を、他事業に充当という考え方もある
- ・後払いになったために執行率が悪くなったとも思われるため、前払い、後払いについて再度検討が必要
- ・執行率を踏まえた議論が必要

(3) 政策条例について

- ①条例策定後に次の条例策定につながるような検証が必要
- ②松江市議会の研究会のしくみやフロー図などは参考になる
- ③会派による構成で議論したことには意義はあると思うが、会派だけでなく、委員会や議員連盟等での策定も検討すべきであり、浜田市議会にふさわしい条例策定を模索していくべき
※政策集団である会派で条例策定していく動きが本来の姿であるという考えもある
- ④議員が実際に現場検証しながら条例策定されたことは参考になり、現状把握は必要
- ⑤条例策定の際の専門的知見や法制能力も必要であり、今後検討が必要

(4) 議会のICT推進について

①LINE WORK導入の検討

- ・タブレットの更新の際に検討可能。
- ・スケジュール管理（正副議長の予定の把握）

②電子採決システム

- ・議事進行の効率化
- ・市民・傍聴者にわかりやすい
- ・議員の責任が明確になる
- ・導入経費が課題

③タブレットのセルラー方式の検討

- ・災害時での活用
- ・導入経費や事務局負担が課題

(5) 大学との連携について

①島根県立大学の知的財産としての活用

- ・議会と大学とのパートナーシップ包括協定の必要性（浜田市議会でも整理し、協定の内容など今後検討）
- ・議会側から積極的に連携を行う姿勢

②県立大学生の意見を取り入れるしくみ

- ・県立大学生と日常的な意見交換ができればよい（協定内容にも入れる）
- ・若者（学生など）の意見を聞き、それを具体化する動きが重要（条例制定などにつながるとよい）

(6) 広聴について

参考になった案件は下記のとおり

- ①議会スタジオ、声の広報（津山市）
- ②商業施設での議会報告、出前懇談会（津山市）
- ③若い人の意見を聞く場が必要
- ④出前議会（出前議会報告会）の実施（美咲町）について、議会広報広聴委員会へ情報提供
- ⑤議員自らが活発に活動（美咲町）
- ⑥小・中・高校・大学・地域というように、ターゲットを絞っての広聴活動も重要

令和5年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先について

(付託等内訳)

総務文教委員会 4件、産業建設委員会 2件

※委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0件

陳情 番号	件 名	付託先
73	三桜酒造跡地の買い取りへの反対を求める陳情について	産業建設委員会
74	人口減少について	総務文教委員会
75	企業誘致について	産業建設委員会
76	処分に係る明文化について	総務文教委員会
77	選挙人名簿の閲覧及び写しについて	総務文教委員会
78	まちづくりセンターについて	総務文教委員会

議会運営における留意事項について

1. 委員会の所管事務調査について

(1) 所管事務調査とは

市から提案された予算案や条例案などの議案を審査するのとは別に、常任委員会及び議会運営委員会が所管する事項について調査を行うもの。委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る権限である。(地方議会運営辞典による)

所管事務調査権は、常任委員会及び議会運営委員会が有する権限で特別委員会にはない

●地方自治法 第五節 委員会

[常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会]

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

●浜田市議会基本条例 浜田市議会例規集 NO. 2

(委員会の活動)

第13条 委員会は、当該委員会が所管する事務（以下「所管事務」という。）の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。

3 常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる。→委員会代表質問のこと

4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとする。→行政視察レポート

●浜田市議会委員会条例 浜田市議会例規集 NO. 7

(所管事務等の調査)

第34条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(2) 常任委員会の所管事務調査の在り方

(現 状)

- ①委員から所管事務調査事項を提案し、それに対する執行部からの説明と質疑
- ②テーマを設定し、政策提言等を目指しての調査研究（現在行っている「取組課題」）
- ③委員会の行政視察や市内の現地視察（委員派遣）
- ④関係機関との意見交換会

①について、

ア) 年4回の定例会議の各初日に常任委員会を開催し、所管事務調査事項を決定

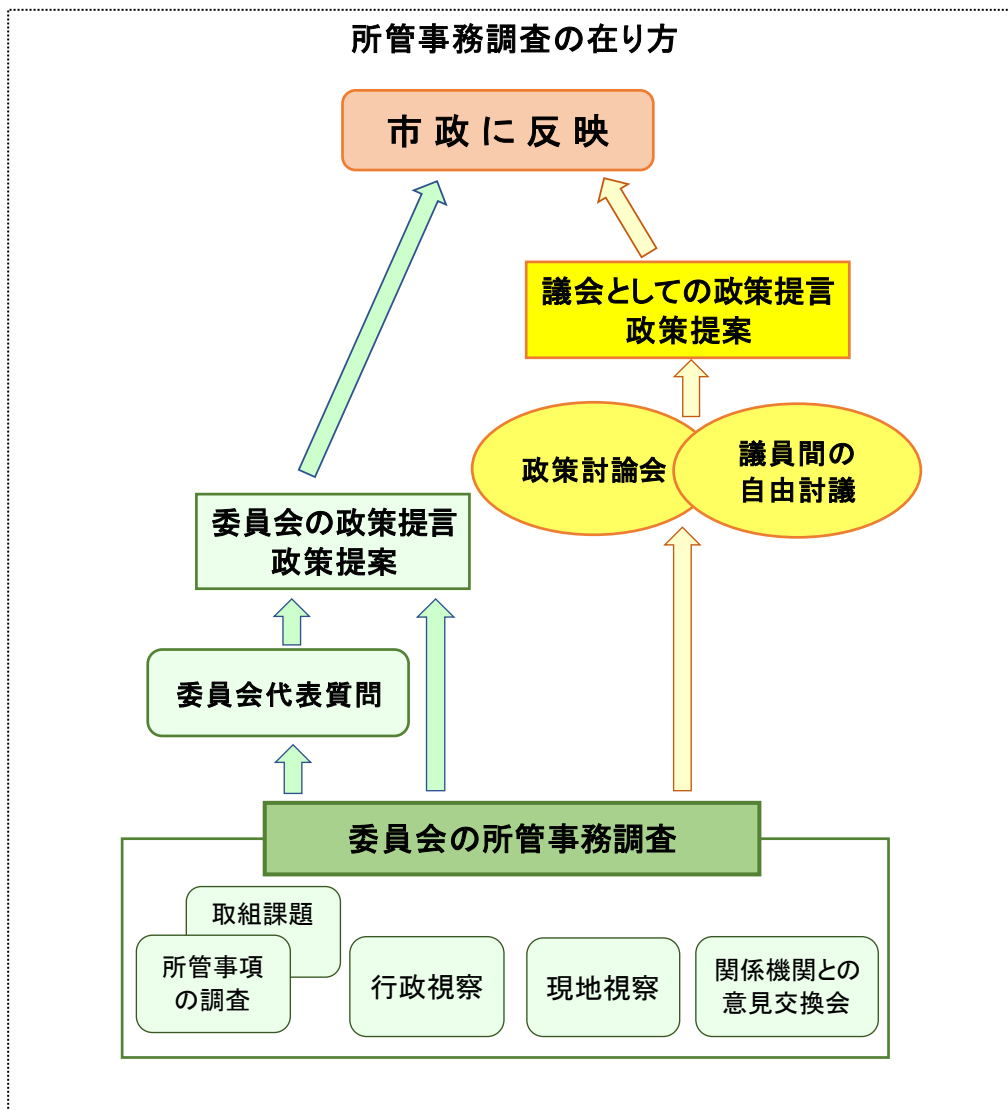
イ) 定例会議期間中の常任委員会において、ア)の事項について執行部から説明を受け質疑

(課 題)

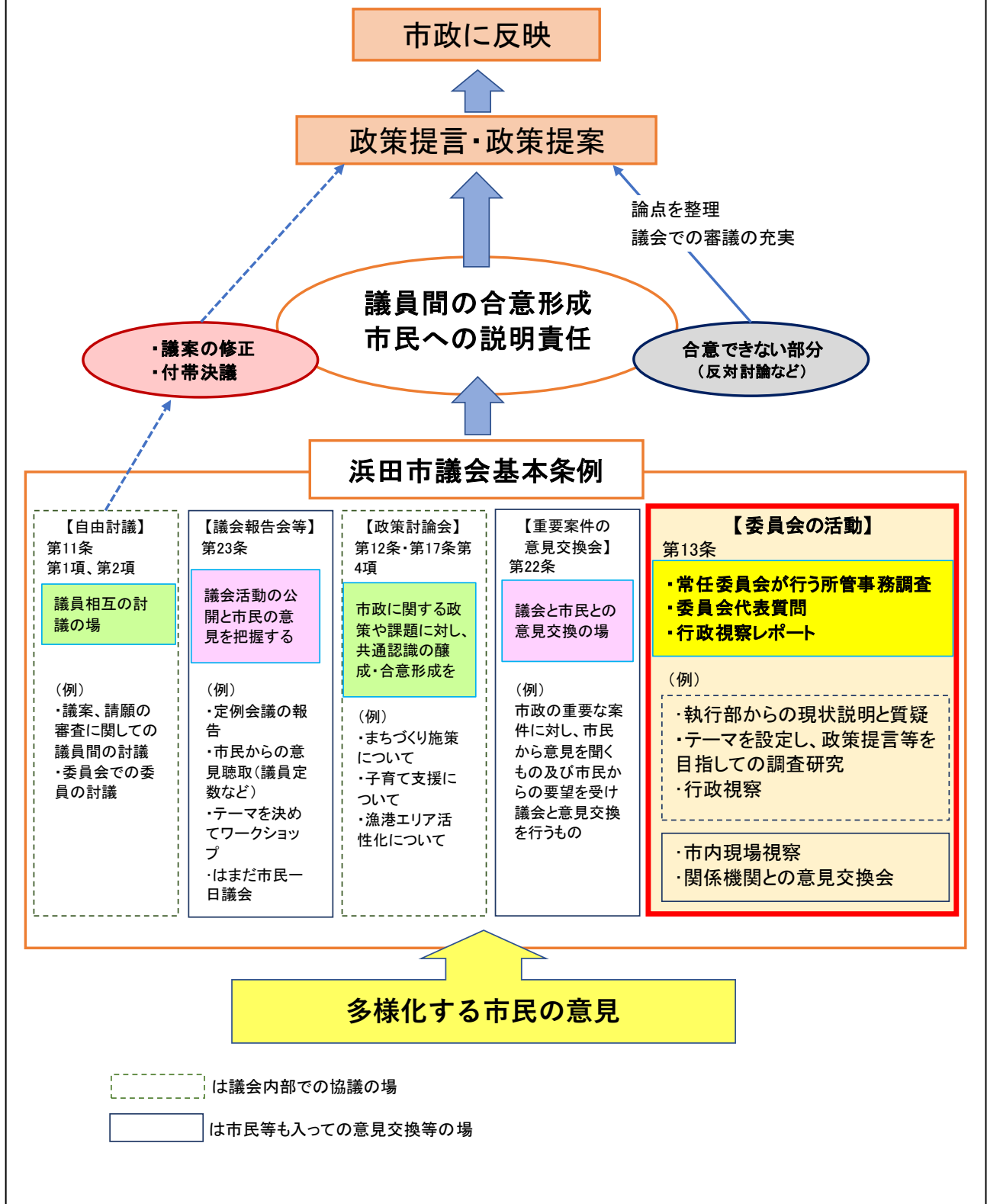
各委員個人からの執行部への調査事項として、現状確認や質疑にとどまっており、委員会としての調査目的が明確になっておらず、委員会活動の活性化や政策立案等につながりにくい。

常任委員会の所管事務調査権は、委員会の権限であることから、個々の委員が自由に所管事項について執行機関に質問することではなく、委員会として所管事項のうち調査を行う事項を具体的に議決をもって特定して行うものである。

(議員研修誌 地方議会人 2023/1 から)



議会基本条例に規定する政策提言・政策提案の手法



2.議員の調査権について

(1) 調査権の法的根拠について

①議会と委員会の調査権

- ◆議会…執行機関に対するチェック機能を果たすため、地方自治法において当該自治体の事務に関する調査権が認められている。

●**地方自治法**〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

↑この「100条調査権」を行使するには、**議会の議決が必要**

- ◆委員会…その所管する部門に属する当該自治体の事務に関する調査権が認められている。

（地方自治法第109条第2項 →所管事務調査）

●**地方自治法**〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② **常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。**

委員会の役割は、本会議からの付託を受け、議案などを十分に審議することであるから、そのための固有の権限として、調査権が法律上定められている。

この**委員会の調査権**は、議会の100条調査権のような強制力はないが、委員会が主体的に行使する固有の権限であるから、その発動には**委員会の議決を要する**。したがって、**委員会の委員の自由意志だけで調査権を行使することはできない**。

例えば、委員会開会中に、出席委員から調査のための資料要求を求める旨の発言があった場合、委員長は資料の提出を求めることについて採決を行い、可決されれば委員会として資料の提出を所管部署に求めることになる。

②議員の調査権

地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定しているが、議員個人の調査権については、何ら規定していない。

「議員の調査権には法的根拠がない＝執行機関からの回答は任意である」ことを認識しておくことが必要。

執行機関へ資料の提供を依頼する場合は、内容を明確にし、提出は任意であることを踏まえて依頼する。新たに資料作成が生じる場合は提出期限にゆとりを持たせるなど、執行機関に過度な負担が生じないよう配慮することも必要。

令和5年3月浜田市議会定例会議
 ケーブルテレビ放送及び再放送について

日時	議会の予定	放送予定日 (111ch)	再放送予定日 (112ch)
2月24日(金) 10:00~	・施政方針表明 浜田市長 久保田 章 市宏 ・教育方針表明 教育長 岡田 泰 宏	2月25日(土) 17:00~	
2月27日(月) 10:00~	【委員会代表質問(2委員会)】		2月28日(火) 17:00~ 3月4日(土) 8:00~
	1	福祉環境委員会 足立 豪	
	2	産業建設委員会 川上 幾雄	
	【個人一般質問 1日目(4人)】		
	1	川上 幾雄	
	2	三浦 大紀	
2月28日(火) 10:00~	【個人一般質問 2日目(6人)】		3月1日(水) 17:00~
	1	西田 清久	
	2	柳 楽 真智子	
	3	上野 茂	
	4	岡本 正友	
	5	肥後 孝俊	
3月1日(水) 10:00~	【個人一般質問 3日目(6人)】		3月2日(木) 17:00~ 3月5日(日) 8:00~
	1	田畑 敬二	
	2	大谷 学	
	3	串崎 利行	
	4	村木 勝也	
	5	川神 裕司	
3月2日(木) 10:00~	【個人一般質問 4日目(5人)】		3月3日(金) 17:00~
	1	村武 まゆみ	
	2	布施 賢司	
	3	佐々木 豊治	
	4	牛尾 昭	
	5	小川 稔宏	